

## 港区バリアフリー基本構想推進協議会（第17回）

### 次 第

日時 令和6年1月16日（火）10:00～11:00

場所 港区役所9階 911～913会議室

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1) 港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の見直しについて
- (2) 地区部会 まち歩き点検の実施概要の報告

#### 3 閉会

#### <配布資料>

- 資料1 特定事業計画の見直し（案）の概要
- 資料2 港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の概要（見直し後）
- 資料3 今後のスケジュール
- 資料4 港区バリアフリー基本構想推進協議会 地区部会 まち歩き点検について
- 参考資料1 港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
- 参考資料2 港区バリアフリー基本構想推進協議会名簿

# 特定事業計画の見直し(案)の概要

## 1 特定事業計画の見直しの目的

港区バリアフリー基本構想では、令和12年度までの計画期間のうち、事業期間を短期（令和3～5年度）・中期（令和6～8年度）・長期（令和9～12年度）に分け、計画的にバリアフリー化の進捗を図るものとしている。

今回、さらなるバリアフリー化を推進することを目的に、短期事業期間（令和3～5年度）が満了することから、関係する事業者・施設管理者に対し、これまでの事業実施状況や課題・問題点を反映した特定事業計画の見直しを依頼・取りまとめを実施した。



## 2 現在掲載している項目の変更、更新

### 主な変更、更新内容

#### ①変更項目

##### ■実施時期が不明な項目の削除

- ・令和12年度までに事業化の見通しの立たない事業を、一旦事業計画から削除

##### ■事業内容の変更

事例：心のバリアフリー特定事業計画 事業分類「心のバリアフリーの意識啓発の推進」

【見直し前】 障害者の人権擁護に関する映像を作成し、理解と啓発のためケーブルテレビや「ちいばすチャンネル」等で放映

↓

【見直し後】 障害者の人権擁護に関する映像を作成し、理解と啓発のためケーブルテレビや「ちいばすチャンネル」、事業者の広告媒体※等で放映

※各駅に設置するサイネージ、掲示板のポスター枠、  
車内のビジョン（サイネージ）、バスの車内放送等  
放映する媒体を新たに追加

#### ②更新項目

##### ■進捗状況や計画年度の更新

- ・「事業化の検討中」項目について、計画年度の反映 など

##### ■新型コロナウイルス対策の進捗状況を「完了」へ変更

- ・5類感染症に移行したことや新しい生活様式の浸透に伴い、特定事業計画項目『「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく取組』の進捗状況を「完了」へ変更

### 3 今回の見直しで新たに追加した項目（3つの基本方針別）

#### 【基本方針1】

誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応

#### 【基本方針1をふまえた見直し方針】

区内全駅において、バリアフリー化された複数ルートの確保を推進する

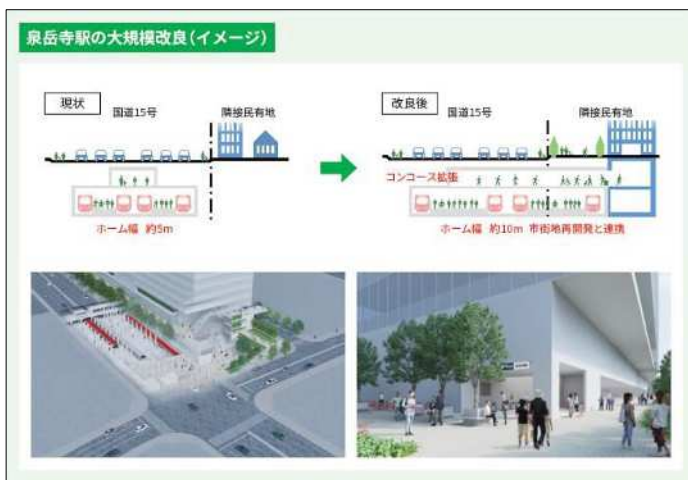
現状：重点整備地区内全駅において、最低1ルート以上整備済

## (1) 追加項目

### ■ バリアフリー経路の複数化

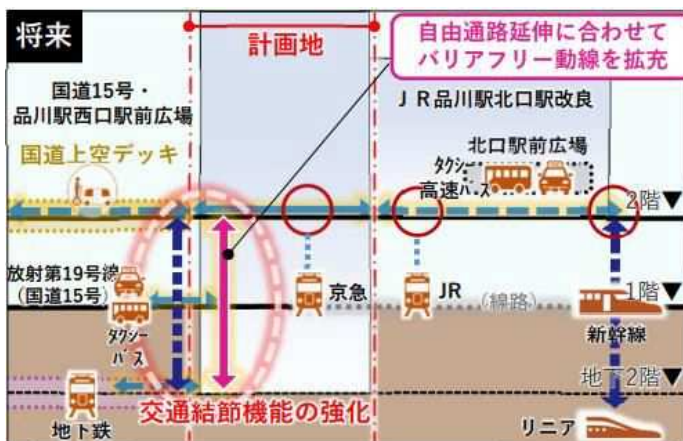
駅の改良や周辺の開発にあわせて、地上出入口～改札～ホームにエレベーターを整備

事例1：都営浅草線泉岳寺駅の大規模改良（令和9年度拡幅ホーム供用開始予定）



出典：東京都交通局 HP

事例2：京急品川駅の改良（令和18年度完成予定）



出典：内閣府 国家戦略特区 HP 内  
第26回東京都都市再生分科会資料

**【参考】整備済み事例**

大門駅（都営大江戸線・浅草線）  
改札～地上間（B5 出口）  
<3 ルート整備>



内幸町駅（都営三田線）  
改札～地上間（A4b 出口）  
<2 ルート整備>



虎ノ門ヒルズ駅（東京メトロ）  
改札階～ホーム階（A1a・A2a 出口）  
<5 ルート整備>



**（２）見直し方針に対する事業推進に向けた今後の課題**

**■大規模開発に伴う改修の実施**

- ・ 長期的な大規模開発計画に合わせて駅設備の改修を実施するため、令和 12 年度までのバリアフリー経路の整備や、特定事業計画への記載が難しい状況

**■用地の確保**

- ・ 大規模開発を伴わずに交通事業者が単独で整備する場合には、エレベーターを設置するための用地を新たに確保する必要があるが、用地確保が容易でないため、バリアフリー経路の追加整備が難しい状況



出典：港区まちづくりマスタープラン

## 【基本方針2】

利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化

### 【基本方針2をふまえた見直し方針】

- ・視覚障害者誘導用ブロックの連続的設置と併せた音響式信号機の早期整備、歩道と施設間の段差解消など、管理者を跨いだシームレスなバリアフリー経路を確保する
- ・障害者や移動困難者の行動を支援するIoTを活用した社会実験等に新たに取り組み、積極的に採用する

## (1) 主な追加項目

### ■視覚障害者誘導用ブロック整備路線の追加

- ・視覚障害者が安全に歩道を通行できるよう、以下の基準を中心に整備路線を新たに追加
  - 重要な生活関連施設を結ぶ路線
  - 周辺経路が整備済みで経路全体のネットワーク補完が期待できる路線



管理者を跨いだシームレスなバリアフリー経路確保の好事例

### 【主な追加整備路線】

国道：一般国道1号（桜田通り） 整備予定延長：170m

都道：都道409号（日比谷通り）、特例都道480号（品川埠頭線）整備予定延長：1,690m

区道：区道1021・1102号（大門通り）、区道第1041号（一ツ木通り）など 整備予定延長：5,570m



## ■音声認識文字表示ディスプレイの導入

- ・聴覚障害者等との意思疎通支援のため、区の窓口へ音声認識文字表示ディスプレイ※の導入を検討

※マイクを通した音声で自動でテキスト変換され、ディスプレイにリアルタイムで字幕を表示するコミュニケーションツール



出典：取手市 HP

## ■視覚障害者への遠隔サポート

- ・港区にて、スマートフォンを活用した遠隔サポートによる視覚障害者の日常生活支援を令和5年度より実施

※障害者自身のスマートフォンに確認したい物を映し、遠隔にいるオペレーターが映ったものを声で説明することで簡易的な確認を支援する



## 【参考】整備済み事例

- ・操作性が高く、8言語に対応した自動券売機を、外国人利用の多い駅に設置（港区内の都営地下鉄2路線9駅に合計15台を設置済み）



対応言語	8言語 日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・ 韓国語・フランス語・スペイン語・タイ語
設置駅 ( )内は台数	浅草線:大門駅(1)、泉岳寺駅(1)、 新橋駅(2) 大江戸線:大門駅(1)、青山一丁目駅(5)、 六本木駅(2)、麻布十番駅(1) 汐留駅※(1)、赤羽橋駅※(1) ※特定事業対象外駅

## (2) 見直し方針に対する事業推進に向けた今後の課題

- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備にあたっては、周辺での工事・開発の時期を考慮して進める必要がある。
- ・IoTを活用した取組については、各事業者にて新しい技術の導入に向けた検討や実証実験の実施等に取り組んでいるが、費用対効果や維持管理、対象者からのニーズについて効果測定をしている段階であり、本格導入には至っていない。

### 〈参考事例〉サポートつき指定席券売機（JR 東海）

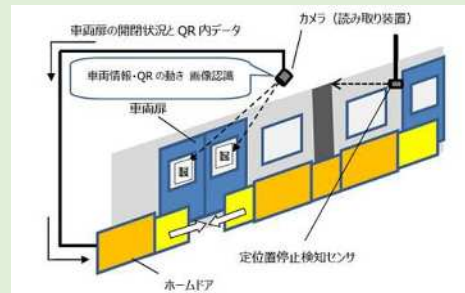
- ・新横浜駅、小田原駅等では、通常の指定席券売機の機能に加え、オペレーターが遠隔で対応することにより障害者割引乗車券を含む各種割引きっぷを販売できる券売機を設置
- ・ひとつの拠点で複数の駅を管理することが可能で、オペレーターの効率的な支援が可能
- ・JR グループでは、AI 自動対応により、音声操作で切符の購入等が可能な券売機も導入



出典：JR 東海 HP

### 〈参考事例〉QR コードホームドア開閉連動技術（都営地下鉄）

- ・電車がホームに入る際、車両ドアに貼られた QR コードを、ホーム上の読み取り装置が捉えることで、編成両数やドア位置に合わせてホームドアが開閉する仕組み
- ・相互直通運転により、車両の編成数やドアの数が異なる列車が運行している都営浅草線では、ホームドア開閉の制御の課題や、車両改修が必要となっていた
- ・QR コードを導入することで、車両に合わせてホームドア開閉を制御することが可能
- ・令和 6 年 2 月には、都営地下鉄全駅のホームドア整備が完了する



出典：東京都 HP



【基本方針3】

多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進

【基本方針3をふまえた見直し方針】

「心のバリアフリー」認知度向上に向けた普及啓発(教育啓発含む)の強化

現状:「心のバリアフリー」取組認知度 約10%

(1) 主な追加項目

■区立小・中学校におけるユニバーサルデザイン

教育やワークショップ等の開催

- ・「道徳」や「総合的な学習の時間」を活用して障害体験学習等を実施することにより、心のバリアフリーに関する教育機会を創出（令和6年度以降実施）

イメージ図



出典：港区社会福祉協議会

■交通事業者と連携した教育分野における取組

- ・交通事業者や社会福祉協議会等との連携により、児童・生徒を対象とした、駅構内やバスの営業所や車両、建築物の見学をしながら学ぶ実践的な心のバリアフリーの教育機会を創出（令和6年度以降実施）

イメージ図



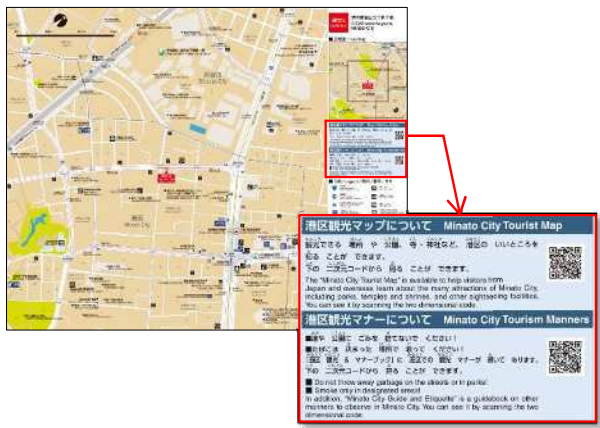
出典：四国運輸局 HP

■利用者への情報提供の取組

- ・区内設置の観光案内板の盤面更新時、以下の2点を実施

①観光マップのQRコード（日本語・英語）、外国人向けのQRコードを追加（令和5年度～令和11年度）

②観光バリアフリーマップのQRコードを追加（令和9年度～令和11年度）



観光案内版(更新後)イメージ図



バリアフリーまち歩きMAP(英語版)表紙

## (2) 見直し方針に対する事業推進に向けた今後の課題

- ・各事業者が、職員による対応や広告による啓発などを個別に実施しているが、区や事業者間のノウハウ共有、連携を進める必要がある。
- ・外国人や障害者等、サポートを必要とする人々のそれぞれの立場でのニーズを十分に把握しきれておらず、今後調査する必要がある。

## 港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の概要（見直し後）

### 1 重点整備地区について

港区バリアフリー基本構想では、7つの駅（浜松町駅・赤坂駅・六本木駅・白金高輪駅・田町駅・新橋駅・品川駅）周辺を重点整備地区に指定し、生活関連施設及び生活関連経路を位置づけており、その施設や経路の管理者が特定事業計画を策定している。

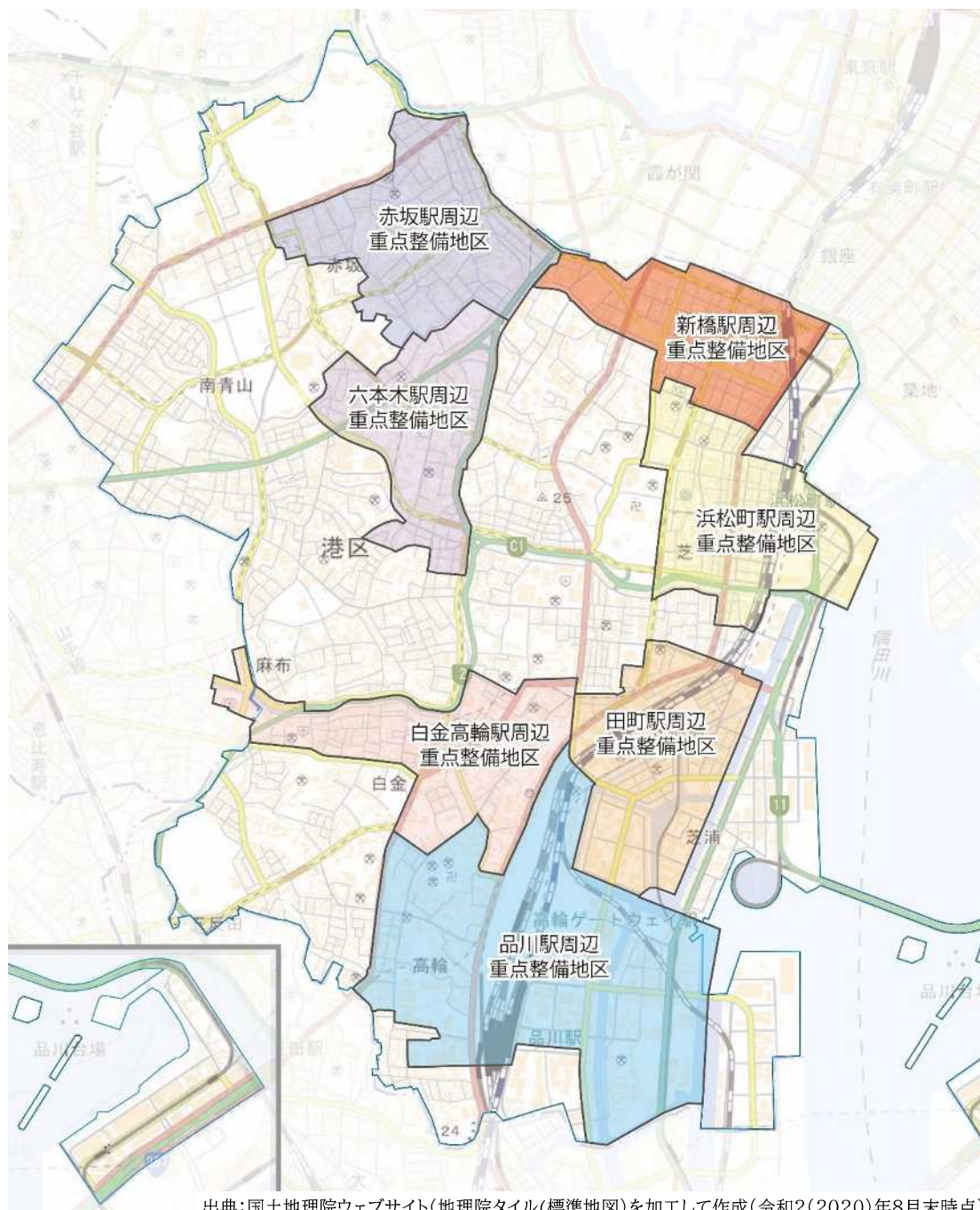


図 重点整備地区の範囲

## 2 特定事業計画について

港区バリアフリー基本構想では各重点整備地区及び区全域を対象に、以下の7つの特定事業を定め、各施設等において具体的に実施すべき整備内容、整備時期の目安を掲げている。

- |                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| ①公共交通特定事業      | ②道路特定事業    | ③建築物特定事業  |
| ④都市公園特定事業      | ⑤路外駐車場特定事業 | ⑥交通安全特定事業 |
| ⑦心のバリアフリー特定事業* |            |           |

※港区バリアフリー基本構想では令和2（2020）年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」を、「心のバリアフリー」のキーワードを継続して表記する観点から「心のバリアフリー特定事業」に置き換えて表記する。

特定事業計画は、上記の特定事業を基に、各事業者や施設管理者が、各施設の特性や事業スケジュールに沿った適切な事業内容と計画期間を定め、策定する実行計画である。

整備内容と完成時期が明確な事業は短期事業・中期事業とし、整備内容は具体的であるが、完成時期が令和9年度以降となる長期の事業や時間的な制約等から期間内完了が困難な事業、検討事項が多く整備時期が未定の事業については、長期事業として継続して検討する。

短期事業期間及び中期事業期間の終了時には各事業者が定める特定事業計画について、そのときの新たな課題や問題点を反映した見直しを依頼し、段階的かつ継続的な発展をめざす。

### 【事業の実施予定期間】

- ・短期：令和5（2023）年度までに完了
- ・中期：令和8（2026）年度までに完了
- ・長期：課題を多く含み完成時期が未定または長期となる事業、大規模な施設の改築を伴う長期の事業、沿道の開発等の機会を捉えて整備する事業

### 【事業内容の分類】

主な事業内容	実施予定期間		
	短期 R3-R5	中期 R6-R8	長期 R9-R12 以降
整備内容と完成時期が明確な事業	■		
整備内容は具体的だが、完成時期が未定または長期以降となる事業		■	
事業の具体化に向けての検討や関連機関との協議が必要となるが、積極的に協議・調整を行いバリアフリー化の検討を進める事業	事業化の検討		
おおむね整備済みであるが、維持管理時においてもバリアフリーに関して常に配慮するとともに、補修や改修、施設の更新等の機会を捉え更にバリアフリー化を進める事業（主にハード的な事業）	維持更新		
現在でも対策を行っているが、今後は更なる対策の強化やその検討を行う事業（主にソフト的な事業）	継続して実施		

## 【特定事業計画の進捗管理】

下図のとおり、港区バリアフリー基本構想の計画期間は令和12年度までであるが、特定事業計画は事業の見直しを、短期事業期間の満了時（令和5年度）、中期事業期間の満了時（令和8年度）に行うものとしている。また、長期事業期間にわたる事業は建物の大規模改修に併せて整備する必要がある等、整備に時間がかかる事業が多くある。特定事業計画の見直しの際に長期事業の事業期間・内容も適宜見直しを図り、着実なバリアフリー化の進捗を図るものとする。

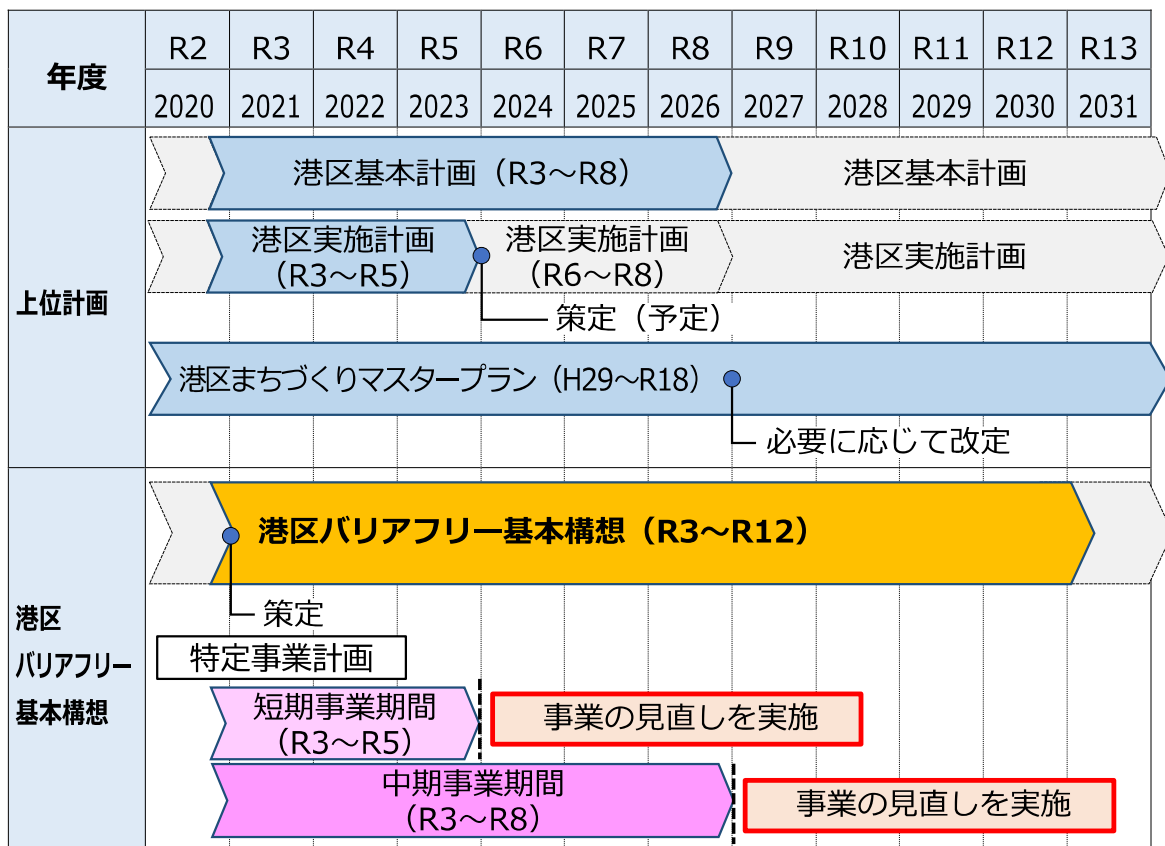


図 港区バリアフリー基本構想の計画期間

### 3 事業数内訳（事業種別）

特定事業	事業数 〈見直し後〉	事業数 〈見直し前〉 (R5.4)	増減	増加	主な見直し内容（事業増減数）
				減少	
公共交通	480	478	+2	+18	
				-16	
鉄道				447	447
				-16	車いす用蹴込の設置（-3） 案内標識の更新等（-10）
バス	33	31	+2	+2	区立学校の校外学習の受け入れ（+1）
道路	413	391	+22	+26	視覚障害者誘導用ブロックの設置 （+21） 道路拡幅事業の実施（+1）
				-4	完了済みの歩道整備（-3）
建築物	612	592	+20	+24	サイン表示の整備（+1） スロープの障壁の撤去（+1） 新規施設の追加（+15）
				-4	事業化見込みの立たない事業（-4）
都市公園	213	211	+2	+6	和式便所の洋式化（+1） 新規施設の追加（+4）
				-4	視覚障害者誘導用ブロックの設置（-2）
路外駐車場	9	9	±0	-	
交通安全	53	53	±0	-	
心の バリアフリー	19	14	+5	+5	誰もが利用しやすい工夫（+3） 総合的な取組（+2）
全事業	1,799	1,748	+51	+79	
				-28	

## 4 各特定事業計画の概要

### 1 公共交通特定事業（鉄道）

#### 【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東日本旅客鉄道株式会社	77 事業	5 施設
東京都交通局（都営地下鉄）	187 事業	14 施設
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）	118 事業	11 施設
東海旅客鉄道株式会社	11 事業	1 施設
京浜急行電鉄株式会社	18 事業	1 施設
東京モノレール株式会社	13 事業	1 施設
株式会社ゆりかもめ	23 事業	2 施設
合計	447 事業	35 施設

#### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
移動経路	46 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームから地上間のバリアフリー経路の整備</li> <li>○ホームから地上間の複数のバリアフリー経路の整備検討</li> <li>○鉄道路線乗換経路のバリアフリー経路の整備（他社乗換含む）</li> </ul>
ホーム	56 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームドアの設置</li> <li>○ホームドア開閉時のチャイム鳴動</li> <li>○乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置</li> </ul>
トイレ	59 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレの機能の分散化検討</li> <li>○トイレの案内表示の設置</li> <li>○大人用ベッドの設置検討</li> <li>○トイレの段差解消</li> </ul>
券売機、案内設備	80 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新</li> <li>○訪日外国人向け自動券売機の設置</li> <li>○券売機やカウンターの車椅子用蹴込みの設置</li> </ul>
車両	64 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両更新（車両新造・車両全面改良時）に合わせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新</li> <li>○車両連結部に転落防止設備の更新</li> </ul>
心のバリアフリー	142 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス介助士等の資格の取得の推進</li> <li>○駅職員を対象とした接遇等の研修・教育の実施</li> <li>○広告・ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供</li> <li>○優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施</li> </ul>
合計	447 事業	

## 2 公共交通特定事業（バス）

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都交通局（都営バス）	8 事業	区内全域
株式会社フジエクスプレス（ちいばす）	15 事業	区内全域
株式会社 kmモビリティサービス（台場シャトルバス）	10 事業	区内全域
合計	33 事業	区内全域

### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
停留所	5 事業	○上屋・ベンチ等のバス停環境の整備
車両	7 事業	○継続して車内環境改善を含めて車両改善を検討 ○車いすスペースの確保及び固定方法の検討 ○A E Dの設置
案内・情報	5 事業	○Wi-Fi インターネット通信サービスの提供（無料） ○バス接近表示装置の整備
心のバリアフリー	16 事業	○乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施 ○車内にポスター、ステッカーを掲示し、ヘルプマークの普及・啓発 ○聴覚障害者用の筆記用具や筆談具を常備して対応 ○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施
合計	33 事業	



### 3 道路特定事業

#### 【事業者】

事業者名	事業数	対象経路数
国土交通省東京国道事務所	26 事業	8 経路
東京都第一建設事務所	93 事業	26 経路
東京都第二建設事務所	6 事業	2 経路
港区	288 事業	82 経路
合計	413 事業	118 経路

#### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
道路の整備維持	226 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の舗装の維持管理</li> <li>○電線類地中化の整備の推進</li> <li>○電線類地中化や街路整備事業等の道路事業にあわせた歩道幅員の拡幅等の歩道整備</li> <li>○周辺開発計画等とあわせた整備によるアクセス性等の向上による親水性の向上</li> <li>○坂道や歩道に手すりやベンチを設置</li> <li>○自転車走行空間の整備推進</li> <li>○歩車分離のない通学路のため、路側線内のカラー舗装</li> <li>○障害者からの要望や生活関連施設との連続性の確保のための視覚障害者誘導用ブロックの整備</li> <li>○視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（マンホール上対策、輝度対策、その他支障物対策を含む）</li> <li>○歩行者横断部や歩道切り下げ部の段差、勾配の平坦化及び緩和</li> <li>○白杖や車いす使用者の移動の障害とならない側溝のフタ（グレーチング）の設置</li> <li>○スロープやエレベーターが整備された誰もが利用しやすい横断歩道橋の改良検討</li> <li>○横断歩道橋の不要箇所の撤去検討</li> <li>○地下道のバリアフリー化の検討</li> </ul>
道路の管理	155 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の不法占用に対する適正化指導</li> <li>○自転車等の放置禁止区域等における放置自転車の撤去</li> <li>○高齢者や障害者の安全な歩行、ベビーカー等の通行にも配慮する観点で道路の定期的な点検</li> </ul>
案内・標識	4 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多言語化にも対応した案内標識の更新及び改善</li> </ul>
心のバリアフリー	28 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚障害者誘導用ブロックに啓発シールの敷設</li> </ul>
合計	<b>413 事業</b>	

## 4 建築物特定事業

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	612 事業	77 施設

### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	102 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施</li> <li>○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置</li> <li>○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修</li> </ul>
敷地内通路	47 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚障害者誘導用ブロック等を整備、段差の解消による、身体障害者の道路から受付・案内設備までの経路確保</li> <li>○屋外主要通路の傾斜路の勾配の改善</li> </ul>
地上出入口	36 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有効幅員の確保</li> <li>○音声誘導装置の設置</li> <li>○視覚障害者用ブロック上に設置されているマットや設置物の撤去</li> </ul>
廊下	56 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレやエレベーターの周辺に点字付きの手すりを設置</li> <li>○廊下の有効幅員の確保</li> <li>○手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去</li> </ul>
傾斜路	17 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傾斜路の端部に視覚障害者誘導用ブロックを設置</li> </ul>
階段	43 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりの設置されていない階段に点字付きの手すりを設置</li> <li>○階段の手すりに各階を表す点字表示、上端・下端・踊場に点状ブロックを設置</li> <li>○識別のしやすい段鼻の整備</li> </ul>
居室	52 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開放時有効幅員 85cm を下回っている戸の有効幅員の確保</li> <li>○取っ手等の扉の仕様の変更による可能な範囲のバリアフリーの整備</li> <li>○更衣室・シャワー室に手すりを設置</li> </ul>
駐車場	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車いす対応の駐車スペースを確保</li> </ul>
エレベーター	26 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備</li> </ul>
案内表示	5 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベーター・トイレの扉の周辺に、JISZ8210 に準拠したピクトグラムを表示</li> </ul>
トイレ	78 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善</li> <li>○大人用ベッドの設置検討</li> <li>○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討</li> <li>○トイレの案内表示の設置</li> </ul>
心のバリアフリー	149 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成</li> <li>○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示やイベントの開催</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施</li> </ul>
合計	<b>612 事業</b>	

## 5 都市公園特定事業

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東京都東部公園緑地事務所	6 事業	2 施設
港区	207 事業	43 施設
合計	213 事業	45 施設

### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
公園全体	46 事業	○文化財の保全に配慮しつつ、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化についてハード、ソフト両面から検討 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
出入口	10 事業	○出入口の段差解消 ○出入口から案内板やトイレまでの視覚障害者誘導用ブロック設置
園路	23 事業	○階段、スロープに点字付きの手すりの設置
トイレ	19 事業	○和式から洋式便器への取替え等バリアフリーに対応したトイレの整備の推進
その他の設備	17 事業	○車いすや子どもが利用しやすい水飲みへの改修 ○バリアフリー（ユニバーサルデザイン）に配慮したベンチへの交換や上屋等による日陰の整備された休憩施設や砂場の充実 ○車輪等の落下を防ぐ細めのグレーチングの整備
管理	46 事業	○不法な占用物件の排除を関係者と連携 ○「みんなとパトロール」と連携し、巡回対策を強化
心のバリアフリー	52 事業	○サービスセンターでの筆談対応等の実施 ○リーフレット等を利用したバリアフリー情報の周知 ○案内表示の多言語化を含めたわかりやすいルールやマナー等の啓発
合計	<b>213 事業</b>	

## 6 路外駐車場特定事業

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	9 事業	2 施設

### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施</li> <li>○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置</li> <li>○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修</li> </ul>
エレベーター	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備</li> </ul>
トイレ	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善</li> <li>○大人用ベッドの設置検討</li> <li>○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討</li> <li>○トイレの案内表示の設置</li> </ul>
心のバリアフリー	4 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成</li> <li>○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示の開催</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施</li> </ul>
合計	9 事業	

## 7 交通安全特定事業

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都公安委員会	53 事業	生活関連経路に位置付けている 全路線（公道）

### 【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
信号機に関する事業	7 事業	○信号機の改良（音響機能の整備）
道路標識及び道路標示の設置に関する事業	25 事業	○横断歩道の整備 ○道路標識の適切な補修 ○道路標示の適切な補修 ○エスコートゾーンの整備
違法駐車行為の防止のための事業	21 事業	○横断歩道及びバス停留所付近での違法駐車指導取締り実施 ○歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 ○違法駐車行為防止のための広報活動及び啓発活動の実施
合計	<b>53 事業</b>	

## 8 心のバリアフリー特定事業

### 【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
港区	19 事業	区内全域

### 【事業の取組】

項目	事業の進捗状況	主な事業内容（特定事業から引用）
心のバリアフリーの意識啓発の推進	4 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報みなとやポスター、ハンドブック等を活用した心のバリアフリーに関する情報発信</li> <li>○ヘルプカードを区民に配布し、活用に向けて普及・啓発</li> <li>○ヘルプカードへの対応のための職員、区民や事業者への周知、協力等の事業を展開</li> </ul>
担い手の育成	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員向けのバリアフリー研修を実施（手話講習会等）</li> <li>○社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座、ふれあい講習会等の区民や事業者に対する研修・講習会を実施</li> </ul>
誰もが利用しやすいサポートの実施	10 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーマップの充実と普及</li> <li>○視覚障害者のための音声コード（Uni-Voice）や点字表記を活用するなど、障害特性に配慮し、誰もが見ることのできる区政情報の発信</li> <li>○タブレットを用いる等、多言語翻訳のほか、手話通訳等の機能を用いてコミュニケーションの円滑化を実施</li> <li>○音声認識文字表示ディスプレイの導入</li> <li>○視覚障害者向け代理確認サービス</li> </ul>
総合的な取組	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者と協力した心のバリアフリーの普及</li> <li>○ユニバーサルデザイン教育やワークショップ・シンポジウムの実施</li> </ul>
新しい生活様式に対応した取組の推進	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく対策の実施</li> <li>○混雑状況の情報提供を行い、利用者が集中しないような呼びかけ、利用者の感染対策のお願いのアナウンス等を実施</li> <li>○区や事業者が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策について案内するとともに、施設を必要としている高齢者や障害者等が利用しやすいように、配慮する点についての情報を発信</li> </ul>
合計	<b>19 事業</b>	

## 5 特定事業計画 進捗率の目標値について

各特定事業計画を基に、令和12年度までの完成時期が明確となっている事業について短期・中期・長期の事業期間に整理し、各期間内で予定通り完了することを目指して算出した、事業計画別の進捗率の目標値は以下のとおりである。

目標値は、特定事業計画の見直し、重点整備地区及び生活関連施設及び経路の見直し、新設等により、将来的に事業数の増減や整備時期の前後が発生するため、短期・中期の事業期間満了時の特定事業計画の見直しに合わせて適切な目標値を定める。

表 進捗率の目標（事業計画別）

	進捗率目標		
	R5 <sup>※1</sup> (2023) (短期)	R8 <sup>※2</sup> (2026) (中期)	R12 <sup>※3</sup> (2030) (長期)
<b>事業計画別</b>			
公共交通特定事業	<b>94.8%</b> 454/479	<b>95.4%</b> 457/479	<b>97.7%</b> 468/479
道路特定事業	<b>81.8%</b> 338/413	<b>86.2%</b> 356/413	<b>89.8%</b> 371/413
建築物特定事業	<b>60.7%</b> 370/610	<b>63.8%</b> 389/610	<b>73.4%</b> 448/610
都市公園特定事業	<b>74.2%</b> 158/213	<b>76.5%</b> 163/213	<b>79.3%</b> 169/213
路外駐車場特定事業	<b>88.9%</b> 8/9	<b>100.0%</b> 9/9	<b>100.0%</b> 9/9
交通安全特定事業	<b>79.2%</b> 42/53	<b>100.0%</b> 53/53	<b>100.0%</b> 53/53
心のバリアフリー特定事業	<b>73.7%</b> 14/19	<b>89.5%</b> 17/19	<b>94.7%</b> 18/19
<b>全事業</b>	<b>77.2%</b> 1,388/1,799	<b>80.5%</b> 1,448/1,799	<b>85.6%</b> 1,540/1,799

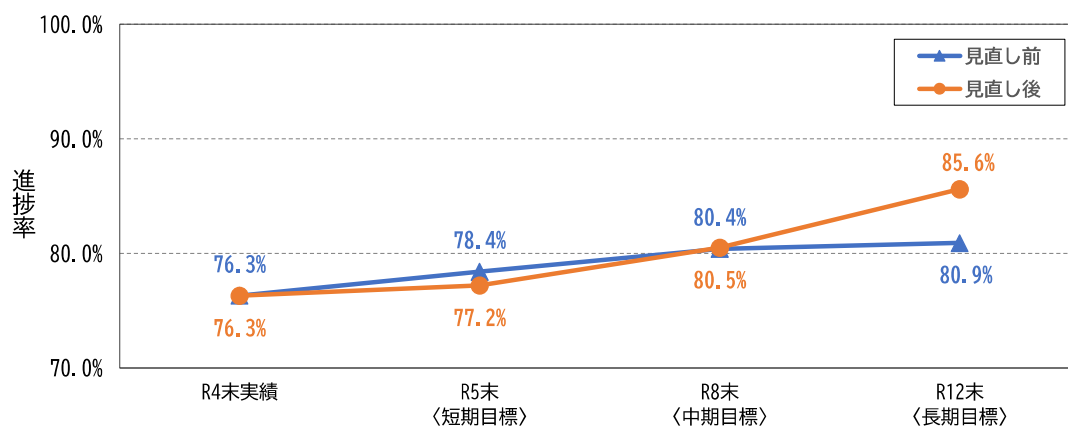
各期間の算定方法は以下のとおりとする。

※1 短期の目標値=R5年度末時点の（「完了」+「継続して実施」+「維持更新」）÷総事業数

※2 中期の目標値=R8年度末時点の（「完了」+「継続して実施」+「維持更新」）÷総事業数

※3 長期の目標値=R12年度末時点の（「完了」+「継続して実施」+「維持更新」）÷総事業数

### 【参考】事業進捗率の推移



### 【参考】特定事業計画別の進捗率変化の理由

	見直し前	見直し後	進捗率変化の理由
R4 末実績	<b>76.3%</b> 1,334/1,748	<b>76.3%</b> (±0 ポイント) 1,372/1,799 (+38) (+51)	・今後実施する事業を新たに追加したが、実施見込みのない事業を削除し、既に実施している事業を新たに追加したため、進捗率は横ばい
短期目標 (R5 末)	<b>78.4%</b> 1,371/1,748	<b>77.2%</b> (▽1.2 ポイント) 1,388/1,799 (+17) (+51)	・視覚障害者誘導ブロックの整備など、中長期に取り組む事業を複数追加したため、 <b>短期・中期目標は進捗率が横ばい</b> ・令和 12 年度までに実施する事業の実施年度を明確化し、着実な実施予定が整理されたため、 <b>長期目標の進捗率は上昇</b>
中期目標 (R8 末)	<b>80.4%</b> 1,406/1,748	<b>80.5%</b> (△0.1 ポイント) 1,448/1,799 (+42) (+51)	
長期目標 (R12 末)	<b>80.9%</b> 1,415/1,748	<b>85.6%</b> (△4.7 ポイント) 1,540/1,799 (+125) (+51)	



## 今後のスケジュール

### 特定事業計画の進行管理と更なる推進に向けて

- ・大規模開発等に伴い実施される事業は、全体計画が策定された段階で事業実施の予定年度を記載し、進捗に併せた計画年度の反映及び進捗状況の更新をするよう、各事業者へ依頼する。（毎年度の進捗確認時）
- ・まち歩き点検等で挙げられた区民委員や関係団体からの意見を随時関係者へ共有し、特定事業計画の早期実施、新規項目追加の検討に活用するよう各事業者に要請する。
- ・事業者部会で各事業者から事業進捗や好事例を説明、紹介する時間を設ける。
- ・区民アンケートにて、外国人や障害者が求めるサポートや、心のバリアフリー理解度向上への課題を可視化する。アンケート結果は各事業者へ共有し、施策検討や効果測定に活用できるようにする。

### 今後のスケジュールについて

- |               |   |
|---------------|---|
| 1月下旬<br>～2月下旬 | 令和5年度分特定事業計画の実績更新依頼   |
| 3月            | 第17回事業者部会<br>・特定事業計画の進捗状況の報告（令和5年度）<br>・まち歩き点検の実施報告           |
| 6月            | 第18回バリアフリー基本構想推進協議会<br>・特定事業計画の進捗状況の報告（令和5年度）<br>・まち歩き点検の実施報告 |

## 港区バリアフリー基本構想推進協議会 地区部会 まち歩き点検について

### 1 目的

港区バリアフリー基本構想の進行管理における、事後評価・スパイラルアップを目的とし、重点整備地区である赤坂駅周辺重点整備地区を対象に、青山一丁目駅構内や赤坂図書館、幹線道路を中心としたまち歩き点検を実施した。

### 2 開催概要

日時	令和5年11月17日(金) 13時30分～15時40分
天候	雨のち曇り
参加者数	16名(区民代表6名、施設管理者等10名)
次第	1.開会挨拶・本日の内容説明(10分) 2.まち歩き点検(70分) 3.意見交換会(30分)

### 3 点検コース(約700m)



### 4 まち歩き点検の主な意見

#### 青山一丁目駅構内に関する意見〈コース図①〉

- ・券売機の触地図は健常者でないと見つけにくく、地図もわかりにくい。
- ・電車の乗降時、ホームとの段差が気になる。

#### 道路に関する意見〈コース図②③④〉

- ・エスコートゾーンは雨が降ると少しすべりやすい。
- ・狭い歩道も植樹柵は必要なのかも知れないが、バギーなどの移動がしにくい。

#### 赤坂図書館に関する意見〈コース図⑤〉

- ・相談カウンターの案内表示は、外国人にもっとわかりやすいとよい。

## 港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成25年7月1日

25港街土第730号

## (設置)

第1条 港区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」と総称する。)に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化事業の計画的な推進を図るため、港区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 基本構想に基づく事業計画の推進に関する事項
- (2) 基本構想の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他事業者とのバリアフリーの推進に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の区民代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 交通管理者
- (5) 施設管理者
- (6) 関係行政機関
- (7) 区職員

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない、ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事業者部会)

第7条 会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、事業者部会を設置することができる。

2 事業者部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3 事業者部会員は、公共交通事業者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから事業者部会長が指名する。

4 事業者部会長に事故があるときは、あらかじめ事業者部会長が指名する者がその職務を代理する。

(地区部会)

第8条 会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、地区部会を設置することができる。

2 地区部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3 地区部会員は、高齢者、障害者団体等の区民代表者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから地区部会長が指名する。

4 地区部会長に事故があるときは、あらかじめ地区部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会及び事業者部会並びに地区部会の庶務は、街づくり支援部地域交通課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 港区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(平成18年9月1日18港環計第233号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

港区バリアフリー基本構想推進協議会 名簿

参考資料2

	区分	委員		備考		
		関係部署	氏名			
1	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授	藤井 敬宏	会長		
2	区民代表	港区老人クラブ連合会 代表（会長）	杉山 厚子			
3		港区視覚障害者福祉協会 代表（会長）	圓 和夫			
4		港区中途障害者会 代表（会長）	吉田 委史			
5		港区重症心身障害児(者)を守る会 代表（会長）	堀 信子			
6		港区商店街連合会 代表（副会長）	大野 岳史			
7		港区観光協会 代表（会長）	渡邊 仁久			
8		港区子ども・子育て会議（公募区民代表）	泉谷 佳織			
9		社会福祉団体	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局次長	高嶋 慶一	地域福祉の推進 区民利用者へのバリアフリー情報	
10	行政	港区	街づくり支援部長	富田 慎二	副会長	
11			産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当課長事務取扱	荒川 正行	外国人(多言語化)	
12			産業・地域振興支援部 産業振興課長	中林 淳一	商店街	
13			産業・地域振興支援部 観光政策担当課長	宮内 宏之	観光	
14			子ども家庭支援部 子ども政策課長	横尾 恵理子	子育て世代	
15			保健福祉支援部 保健福祉課長	野上 宏	地域保健福祉計画	
16			保健福祉支援部 障害者福祉課長	宮本 裕介	心のバリアフリー	
17			保健福祉支援部 高齢者支援課長	白石 直也	高齢者	
18			街づくり支援部 建築課長	松山 正樹	福祉の街づくり条例 ・要綱建築指導	
19	施設管理者 道路・公園 等	国	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	池田 勝彦	道路特定事業計画・国道	
20		東京都	建設局 第一建設事務所 補修課長	山本 裕美子	道路特定事業計画・都道	
21		港区	芝地区総合支所 まちづくり課長	大久保 光正	道路・公園管理者(支所代表) ・区道・区立公園等	
22			高輪地区総合支所 管理課長	櫻庭 靖之	施設設置管理者(支所代表)	
23	教育委員会事務局 教育推進部 教育長室長		佐藤 博史	施設設置管理者(教育委員会)		
24		教育委員会事務局 学校教育部 学務課長	鈴木 健	施設設置管理者(教育委員会)		
25	交通管理者	警視庁	愛宕警察署 交通課長	小崎 和人	交通安全特定事業計画	
26			三田警察署 交通課長	平 修一	交通安全特定事業計画	
27			高輪警察署 交通課長	青木 政博	交通安全特定事業計画	
28			麻布警察署 交通課長	飯島 健輔	交通安全特定事業計画	
29			赤坂警察署 交通課長	吉永 英記	交通安全特定事業計画	
30	交通事業者	鉄 道	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	松本 剛	公共交通特定事業計画 JR東日本	
31			東京都交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	公共交通特定事業計画 都営地下鉄	
32			東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部計画課 移動円滑化設備整備促進担当課長	篠原 睦	公共交通特定事業計画 東京メトロ	
33			東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 企画部 担当課長	田中 隆文	公共交通特定事業計画 東海道新幹線	
34			京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	森田 憲和	公共交通特定事業計画 京浜急行	
37			東京モノレール株式会社 運輸営業本部 営業部 副部長	漆原 礼智	公共交通特定事業計画 モノレール	
38			株式会社ゆりかもめ 技術部 施設課長	笠原 仁	公共交通特定事業計画 ゆりかもめ	
35			バ ス	東京都交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	岩下 政臣	公共交通特定事業計画 都営バス
36				株式会社フジエクスプレス 常務取締役 業務部長	藤森 直登	公共交通特定事業計画 コミュニティバス「ちいばす」
	事務局	港 区	街づくり事業担当部長	岩崎 雄一		
			街づくり支援部 地域交通課長	佐藤 雅紀		